

設置の趣旨等を記載した書類（資料目次）

【資料 1】 野村総合研究所「DCI にみる都道府県別デジタル度～2022 年は地方のデジタル化が進む～」(2023 年 4 月) (抜粋)	P. 2
【資料 2】 東北経済産業局情報政策室「東北地域のデジタル化・DX 化に向けた状況と関連施策」(2021 年 3 月 15 日) (抜粋)	P. 3
【資料 3】 東北経済産業局「地域企業の状況と経済産業省におけるデジタル関連施策について」(2022 年 2 月 17 日) (抜粋)	P. 4
【資料 4】 経済学研究科経済データサイエンス専攻修士課程：養成する人材像と 3 つのポリシーの関係図.....	P. 5
【資料 5】 教育課程の編成の考え方.....	P. 6
【資料 6】 経済学研究科経済データサイエンス専攻修士課程：履修モデル.....	P. 7
【資料 7】 研究活動上の不正行為防止・対応マニュアル（第Ⅳ版）(抜粋)	P. 8
【資料 8】 東北学院大学人間対象研究の審査に関する規程.....	P. 24
【資料 9】 経済学研究科経済データサイエンス専攻修士課程：基礎となる学部との関係	P. 33
【資料 10】 東北学院大学定年制規程	P. 34
【資料 11】 東北学院大学大学院ダブルメジャー教育構築事業における任期付教員の任用等に関する規程.....	P. 35
【資料 12】 経済学研究科経済データサイエンス専攻修士課程時間割案	P. 37
【資料 13】 大学院学生の実験室（自習室）等の見取図	P. 39

【資料 1】

1. 資料名

「DCI にみる都道府県別デジタル度～2022 年は地方のデジタル化が進む～」(2023 年 4 月)

2. 出典

野村総合研究所

https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/digital_economy/20230419_1.pdf?la=ja-JP&hash=7744EDD270D28282F19DAFD0777830C3B755B4C4

(閲覧日：2024 年 4 月 18 日)

3. 引用範囲

- ・「DCI (デジタル・ケイパビリティ・インデックス)」 「DCI の上位 5 都府県は福井県、東京都、茨城県、富山県、静岡県」 (2 頁～ 6 頁)

【資料 2】

1. 資料名

「東北地域のデジタル化・DX 化に向けた状況と関連施策」（2021 年 3 月 15 日）

2. 出典

東北経済産業省情報政策室

https://jasa.or.jp/dl/bizmatch/webinar20210315_5.pdf

（閲覧日：2024 年 4 月 18 日）

3. 引用範囲

- ・「東北地域の中堅・中小企業のデジタル化状況①」（2 頁）
- ・「東北地域の中堅・中小企業のデジタル化状況②」（3 頁）
- ・「東北地域の中堅・中小企業のデジタル化状況調査③」（4 頁）
- ・「東北地域の中堅・中小企業のデジタル化状況調査④」（5 頁）
- ・「地域 IT 企業への期待」（14 頁）

【資料3】

1. 資料名

「地域企業の状況と経済産業省におけるデジタル関連施策について」(2022年2月17日)

2. 出典

東北経済産業局

[https://www.tohoku-](https://www.tohoku-isa.net/img/doc/20220217_TISA%E8%AC%9B%E6%BC%94%E8%B3%87%E6%96%99rr.pdf)

[isa.net/img/doc/20220217_TISA%E8%AC%9B%E6%BC%94%E8%B3%87%E6%96%99rr.pdf](https://www.tohoku-isa.net/img/doc/20220217_TISA%E8%AC%9B%E6%BC%94%E8%B3%87%E6%96%99rr.pdf)

(閲覧日：2024年4月18日)

3. 引用範囲

- ・「IT人材（情報処理・通信技術者）の有効求人倍率（都道府県別）（2016.4～2020.9の平均値）」（15頁）
- ・「V DXに活用できる関連施設（支援策）」（40頁から50頁）

経済学研究科 経済データサイエンス専攻修士課程：養成する人材像と3つのポリシーの関係図【資料4】

教育理念

経済・社会の諸問題に関する多角的な視点及び基本的な知識を持ち、経済学及び数理・データサイエンス・AIの専門知識やスキルを活用して課題解決策を提案できる、地域経済の推進力となる人材を養成する。

養成する人材像

1. 経済学及び数理・データサイエンス・AIの専門知識やスキルを持つ人材
2. 課題解決策を提案できる、地域経済の推進力となる人材

3つのポリシー

学修成果1. 経済・社会の諸問題に関する多角的な視点及び基本的な知識を有すること。

学修成果2. 数理・データサイエンス・AIに関する専門知識及びスキルを有すること。

学修成果3. 経済・社会の諸問題に関する研究課題について、専門的で学術的な価値のある知見を有し、計量的に課題解決策を提案できること。

学修成果4. 経済・社会に関する諸問題に、経済学及び数理・データサイエンス・AIの知識を活用して学術研究を遂行し、研究成果の公表にむけて、研究者又は高度な実務者として必要な知識、技能、意欲を有すること。

CP1. 学位授与の方針に定めた学修成果1を達成することを主たる目的として、1年次に必修科目として「研究基礎」科目を置くとともに、研究科講義科目として「経済学」科目を置く。

CP2. 学位授与の方針に定めた学修成果2を達成することを主たる目的として、「研究基礎」科目を置くとともに、研究科講義科目として、「数理・データサイエンス・AI」科目を置く。

CP3. 学位授与の方針に定めた学修成果3を達成することを主たる目的として、1年次から「経済学演習」と「データ分析実践演習」の2つの「研究科演習」科目を置くとともに、必要な研究指導を行う。

CP4. 学位授与の方針に定めた学修成果4を達成することを主たる目的として、1年次の「研究科演習」科目に加えて2年次の「特定テーマ研究」によって必要な研究指導を行い、指導教員以外の教員からも助言を受けるためにリサーチペーパーの「中間報告会」を設ける。

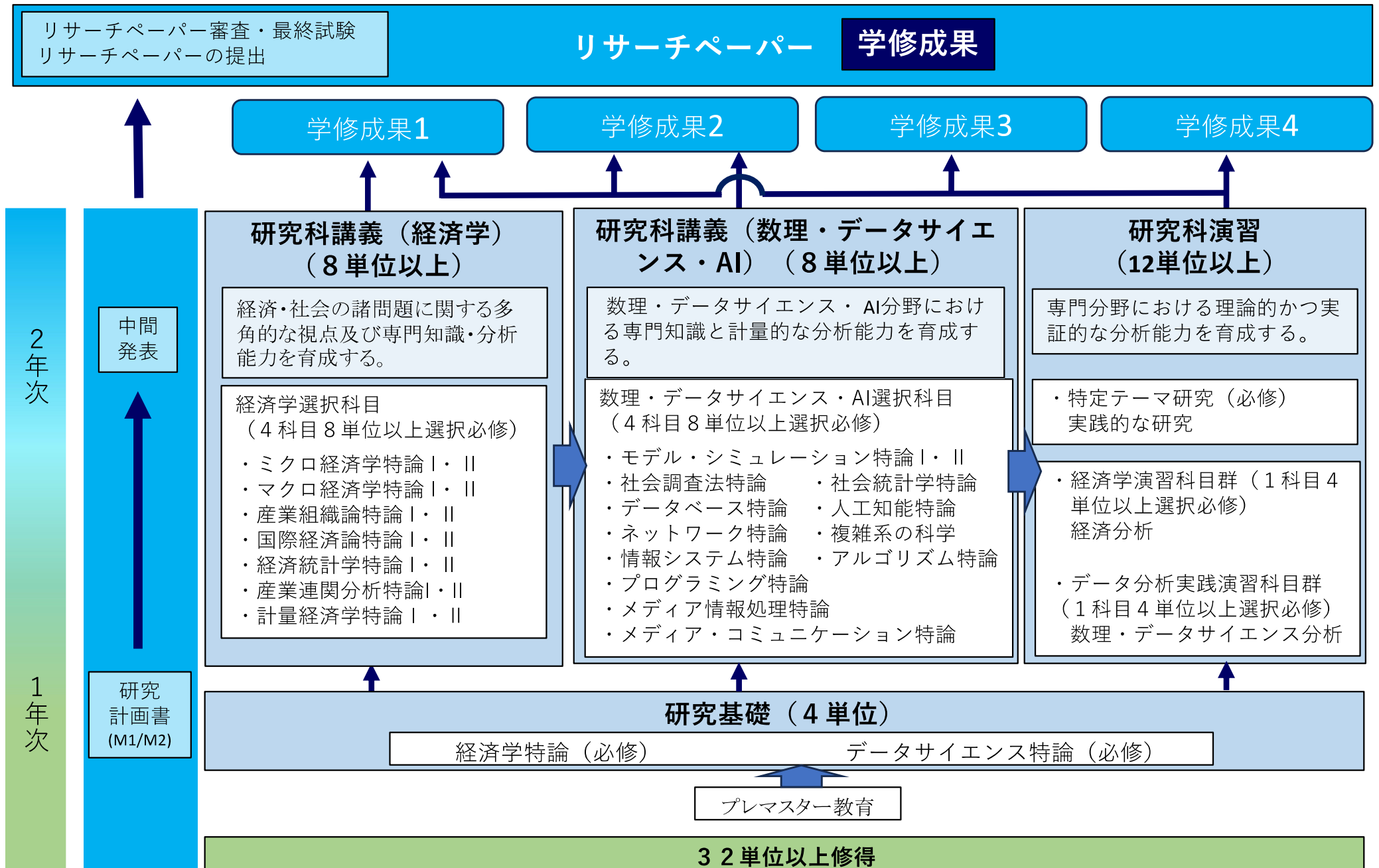
CP5. 研究指導においては、主指導教員を中心として複数教員体制を採り、データ収集・分析、文章作成、口頭発表、リサーチペーパーの執筆を通じて、研究者又は高度な実務者として必要な能力を身につけることができるよう、指導を行う。

AP1. 本課程の学修に必要な経済学又はデータサイエンスに関する基礎学力と明確な研究計画を有していること。

AP2. 本課程の学修において必要な経済学の専門知識及びデータサイエンスを用いた分析能力を修得しようとする意欲を有すること。

AP3. 地域経済・社会に関する諸問題を数理的に分析し、解決策を提案したいという姿勢をもっていること。

教育課程の編成の考え方



■履修モデル（地域政策型）

科目区分		1 年次			2 年次			単位合計	必要単位数
		前期	後期	単位数	前期	後期	単位数		
研究基礎		●経済学特論 ●データサイエンス特論		4				4	4
研究科 講義	経済学	○ミクロ経済学特論Ⅰ ○計量経済学特論Ⅰ	○ミクロ経済学特論Ⅱ ○計量経済学特論Ⅱ	8				8	8
	数理・データサイエンス・AI	○社会調査法特論 ○モデル・シミュレーション特論Ⅰ	○社会統計学特論 ○モデル・シミュレーション特論Ⅱ	8				8	8
研究科 演習	経済学	○ミクロ経済学演習		4				4	4
	データ分析実践	○社会調査法演習		4				4	4
					●特定テーマ研究		4	4	4
取得単位合計		28					4	32	32

(備考：○選択科目、●必修科目)

■履修モデル（ビジネス戦略型）

科目区分		1 年次			2 年次			単位合計	必要単位数
		前期	後期	単位数	前期	後期	単位数		
研究基礎		●経済学特論 ●データサイエンス特論		4				4	4
研究科 講義	経済学	○産業組織論特論Ⅰ ○国際経済論特論Ⅰ	○産業組織論特論Ⅱ ○国際経済論特論Ⅱ	8				8	8
	数理・データサイエンス・AI	○プログラミング特論 ○データベース特論 ○アルゴリズム特論	○人工知能特論	8				8	8
研究科 演習	経済学	○産業組織論演習		4				4	4
	データ分析実践	○人工知能演習		4				4	4
					●特定テーマ研究		4	4	4
取得単位合計		28					4	32	32

(備考：○選択科目、●必修科目)

研究活動上の不正行為防止・対応
マニュアル（第Ⅳ版）

2023 年 7 月
東北学院大学

Ⅱ．基本方針

東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針

平成 27 年 2 月 27 日学長裁定

この方針は、研究活動における不正行為の防止及び競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドラインを受けて、東北学院大学において、これまで実施してきた研究活動の遂行における不正行為防止活動をさらに推進する観点から基本的な事項を定めるものとする。

1. 学長のリーダーシップの下で、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を策定し、管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化する。
2. 「対応マニュアル」に基づき、学内の研究活動における研究者倫理の向上を目指す研究倫理教育の実施及び不正使用防止に係るコンプライアンス教育の実施により、研究活動上の不正行為防止の意識改革を進め、未然に防止する研究環境を構築する。
3. 「対応マニュアル」に基づき、競争的資金等の適正な管理の重要性と不正使用防止に取り組む姿勢の周知・徹底を図る。
4. 研究活動の促進、業務の効率化促進、適正かつ厳正な競争的資金等の管理・運営により調和の取れた教育・研究体制を構築する。
5. Web の活用等により研究活動上の不正行為防止に係る社会への説明責任を果たす。

Ⅲ．行動規範

東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範

平成 27 年 2 月 27 日全学教授会承認

東北学院大学（以下「本学」という。）は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（以下「研究従事者」という。）が、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、各種の社会規範や法令及び本学の規程等を遵守し研究活動を公正に遂行するために、以下の行動規範を定めるものとする。

1. 研究従事者は、競争的資金等の使用に当たっては、研究資金等の配分機関の規定及び本学の規程等を遵守しなければならない。
2. 本学において学術研究に携わる者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用その他の不正又は不適切な行為及び研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の不適切な使用を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理、保存により研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防ぐ措置を講じなければならない。
3. 研究従事者は、研究活動に伴う情報等の守秘義務を厳守し、研究活動上知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
4. 研究従事者は、産学官連携活動に伴う利益相反の弊害を未然に防止し、研究活動等の健全な推進に努めなければならない。
5. 研究従事者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想、宗教などにより個人を差別してはならない。
6. 本学において学術研究に携わる者は、研究上の優位な立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
7. 研究従事者は、不正行為があった場合は、その是正に努めなければならない。
また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを確認したときは、それを放置してはならない。
8. 研究支援に携わる事務職員等は、本行動規範の趣旨に沿って真摯に行動しなければならない。
特に、研究費の管理においては、不正行為を行わず、また、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
9. 本学は、研究従事者と本学との取引業者の癒着を防止するため、本学との取引業者に対して、本行動規範を含む関係規程等の趣旨を説明し、不正防止の取り組みへの理解を求める。
10. 本学は、研究環境の質的向上に積極的に取り組み、研究活動における不正行為及び不適切な行為を未然に防止するために、この行動規範を研究従事者に周知し、研究倫理の普及・定着のための活動を行わなければならない。
また、研究活動における疑義が発生した場合は、適切に対応しなければならない。

2. 不正防止対応組織

本学における研究活動上の不正行為の防止等に関わる委員会として、「東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程」第6条の規定により、研究不正防止推進委員会及び競争的資金等内部監査委員会を置く。また、不正事案が発生した場合は、同規程第15条及び第17条の規定により、予備調査委員会及び調査委員会を設置する。

(1) 研究不正防止推進委員会

研究不正防止推進委員会は、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び研究活動に係る不正防止計画を立案し、研究活動上の不正行為防止の推進により研究者の研究環境の改善を図ることを目的として設置する。

同委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充て、委員は、学科長、教養教育センター副センター長、総務部長、研究支援部長、総務部次長（五橋担当）、研究支援課長とする。

(2) 競争的資金等内部監査委員会

競争的資金等内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況を監査することを目的として、最高管理責任者直属に設置する。

同委員会委員長は、総務部長をもって充て、委員は、財務、管財若しくは総務関係部署の職務経験者又は現に当該職務を担当している職員の中から6人を選任する。

(3) 予備調査委員会

予備調査委員会は、研究活動上の不正行為に関する通報等に基づき、通報された事案が行われた可能性、通報の際に提出された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査を行うことを目的として設置する。

同委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充て、委員は、被通報者が所属する学部等の長及び学科等の長、総務部長、研究支援部長その他予備調査委員会が必要と認めた者若干名とし、通報事案が資金管理上の不正行為の場合は財務部長を加える。

(4) 調査委員会

調査委員会は、予備調査委員会からの報告及び意見に基づき、本調査による調査が必要であると認める場合、不正の有無、不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について事実の確認及び認定を行うことを目的として設置する。

同委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充て、委員は、学内の職員若干名、学外の学識経験者若干名とし、通報事案が資金管理上の不正行為の場合は財務部長を加える。

なお、通報事案が、特定不正行為又は研究成果の公表に係る不正行為の場合の調査委員会の設置にあたっては、調査委員の半数以上を学外の学識経験者で構成する。

また、委員の選任にあたっては、最高管理責任者が副学長（総務担当）と協議を行う。

（４）研究倫理教育責任者の役割

研究倫理教育責任者は、研究活動における捏造、改ざん、盗用等の不正行為に対応する研究倫理教育に責任と権限を持ち、併せて研究データの保存・開示について管理責任を持つものとする。また、各学部等の特性に応じた研究倫理教育を実施し、研究従事者の研究者倫理に関する知識の定着・更新を図る。

（５）事務管理責任者の役割

事務管理責任者は、研究費の管理・運用に関する事務の実質的責任及び権限を持ち、各コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等の不正行為防止対策を補佐する。

また、コンプライアンス推進副責任者を兼ねて、コンプライアンス推進責任者を補佐し、事務部門において実施するコンプライアンス教育及び研究不正行為防止対策について、各キャンパスの実効的な管理監督を行う。

２．研究従事者等の責務

（１）行動規範等の遵守

研究従事者等が研究活動に携わる場合又は研究費の管理・運用に携わる場合は、関係法令及び本学の行動規範等の関係規程を遵守し、研究活動上の不正行為の発生を未然に防止しなければならない。

（２）コンプライアンス教育・研究倫理教育の受講

研究従事者等は、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）が実施するコンプライアンス教育・研究倫理教育（以下「研究倫理教育等」という。）を受講しなければならない。

なお、競争的資金等の提供元より、e-ラーニング等の受講を指定された場合は、これに従わなければならない。

（３）研究データの保存及び開示

研究従事者は、本学の研究データの保存等に関するガイドライン及び研究倫理教育責任者が定めた取扱い等に基づき、論文や報告等の形で発表した研究成果のもととなった研究データ等を適切に保存及び管理し、必要に応じ開示しなければならない。

３．コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画

（１）コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施

コンプライアンス推進責任者等は、研究活動における不正行為を未然に防止し、研究費の適正な使用や公正な研究活動を推進するために、研究倫理教育等の体制を構築し、研究従事者等に求められる倫理規範を習得させる研究倫理教育等を定期的（５年程度）に、または随時実施することにより研究者倫理を向上させる。

なお、研究倫理教育等の実施にあたっては、研究活動上の不正行為はいけないことを可能な限り全員に理解してもらえるように、実効性のある教育を行うこと。

- ① 研究従事者に対しては、F D研修会や新規採用時の講習会等により、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、各学部等の研究分野の特性に応じ、例えば、研究データの保管や管理、利益相反への適正な対応、個人情報に伴う研究への対応、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を修得・習熟させる。
- ② 研究従事者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、特に、院生に対しては、専攻分野の特性に応じて研究倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、入学者オリエンテーションや論文指導等、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けて教育を行う。
- ③ 学部学生に対しては、研究者倫理に関する基礎的素養を修得させるため、入学者オリエンテーションやT G ベーシック等、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けて教育を行う。
- ④ 資金管理事務職員に対しては、S D研修会や新規採用時の説明会等により、本学における不正行為防止の基本方針や取組体制の理解を深めるとともに、不正使用の実例等を学ばせる等、研究費の不正使用防止に資する教育を行う。

なお、対象者別の実施時機や教育の要点等は次ページのとおりである。

また、教材の「誠実な科学者の心得」は、日本学術振興会のホームページを参照願いたい。

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

(PDF) <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

(e-ラーニング) <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

東北学院大学における研究倫理教育・コンプライアンス教育実施計画

受講対象者		時機・担当	教育の狙い	教材・形態	教育の要点	受講確認等
学部学生	新入学生	入学者オリエンテーション時	大学の学びにおける研究活動の重要性及び研究活動上の不正行為防止の必要性を示唆する	オリエンテーション期間中に各学部で行う説明会での口頭説明	「誠実な科学者の心得：Ⅰ」 ○今なぜ、責任ある研究活動なのか？ ○今、科学者に求められていること	
		学部長及び学科長				
	1～4 年次	T G ベーシック、総合演習等受講時	大学の学びにおける研究活動の重要性及び研究活動上の不正行為防止を意識付けする	「研究のルール」等リーフレットの配布・説明	同上	「manaba」等で講義中に確認
		担当教員				
		卒業研究、ゼミ等受講時		「科学者の行動規範」、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル(抜粋)」の配布・説明	「誠実な科学者の心得：Ⅰ，Ⅲ」 ○社会における研究行為の責務 ○データの収集・管理・処理	誓約書・確認書の提出
		担当教員				
大学院学生	前期課程	入学者オリエンテーション時	研究活動上の不正行為防止の基本方針、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び不正行為防止の取組体制を意識付けする	「誠実な科学者の心得」、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル(抜粋)」の配布・説明	「誠実な科学者の心得：Ⅱ，Ⅲ」 ○研究の価値と責任 ○個人情報の保護 ○研究不正行為とは何か	
		研究科長及び専攻主任				
		修士研修、論文指導、論文演習等受講時	教員の指導の下で研究分野の基本的な倫理を理解させ、研究成果を発表する上での原則を理解させる	「誠実な科学者の心得」の説明又は e-ラーニング*の受講	「誠実な科学者の心得：Ⅳ」 ○オーサーシップ ○不適切な発表方法	誓約書・確認書の提出又は e-ラーニング*での修了書等の発行
		指導教授				
	後期課程	博士研修、論文指導等受講時	専門分野における研究倫理の理解に基づき、研究課題における倫理上の問題に対する注意喚起を求める	「誠実な科学者の心得」の説明又は e-ラーニング*の受講	「誠実な科学者の心得：Ⅴ～Ⅶ」 ○共同研究で配慮すべきこと ○科学者の責務について ○研究不正の防止と告発	同上
		指導教授				

受講対象者		時機・担当	教育の狙い	教材・形態	教育の要点	受講確認等
教育職員	新 任 者	本学新規採用時	本学における研究活動上の不正行為防止の基本方針、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び不正行為防止の取組体制の理解を求める	「誠実な科学者の心得」、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」の配布・説明	「誠実な科学者の心得：Ⅰ～Ⅲ」 ○責任ある研究活動とは ○研究計画を立てる ○研究を進める	誓約書・確認書の提出
		副学長（総務担当）、学部長及び学科長等				
	専任教員	F D研修会等	様々な分野における研究倫理に関する最新情報を提供し、共同研究を含む責任ある研究の実践及び学生指導における責任ある研究の啓発を求める	「科学者の行動規範」、「誠実な科学者の心得」等の配布・説明（欠席者はe-ラーニング*の受講）	「誠実な科学者の心得：Ⅳ～Ⅶ」 ○研究成果を発表する ○共同研究をどう進めるか ○研究費を適切に使用する ○科学研究の質的向上に寄与するために	「manaba」等での理解度確認シートの提出（欠席者はe-ラーニング*での修了書等の発行）
		外部講師等				
事務職員	新 任 者	本学新規採用時	本学における研究活動上の不正行為防止の基本方針及び取組体制の理解を求める	「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル(抜粋)」の配布・説明	「誠実な科学者の心得：Ⅵ,Ⅶ」 ○ 研究費を適切に使用する ○ 科学研究の質的向上に寄与するために	「MyTG」等による理解度確認シート及び誓約書の提出
		事務局長、研究支援部長				
	専任職員	S D研修会等	同上	同上	同上	
		事務局長、研究支援部長				

※ e-ラーニングによる受講は「eL CoRE」を基本とし、外部研究機関からの要請により「eAPRIN」を受講した場合は、当該修了書の提出をもって本学での教育を受講したものとみなす。

教育の要点

基本教材：『科学の健全な発展のために — 誠実な科学者の心得 —』日本学術振興会（2015.02）					
I. 責任ある研究活動とは	1. 今なぜ、責任ある研究活動なのか？ （新入生）	2. 社会における研究行為の責務 （新入生）	3. 今、科学者に求められていること （新入生）		
II. 研究計画を立てる	2. 研究の価値と責任 （教員・修士）	4. 利益相反への適正な対応 （教員）	6. 法令及びルールの遵守 （教員・修士）		
III. 研究を進める	3. 個人情報の保護 （教員・修士）	4. データの収集・管理・処理 （教員・修士・学士）	5. 研究不正行為とは何か （教員・修士・学士）	6. 好ましくない研究行為の回避 （教員・修士）	
IV. 研究成果を発表する	1. 研究成果の発表 （教員・修士）	2. オーサーシップ （教員・修士）	3. オーサーシップの偽り （教員・修士）	4. 不適切な発表方法 （教員・修士）	5. 著作権 （教員）
V. 共同研究をどう進めるか	3. 共同研究で配慮すべきこと （教員・博士）		4. 大学院生と共同研究の位置 （教員・博士）		
VI. 研究費を適切に使用する	2. 科学者の責務について （教員・博士・職員）	3. 公的研究費における不正使用の事例について （教員・博士・職員）	4. 公的研究費の不正使用に対する措置等について （教員・博士・職員）		
VII. 科学研究の質の向上に寄与するために	2. 後進の指導 （教員・博士）	3. 研究不正防止に関する取組み （教員・博士・職員）	4. 研究倫理教育の重要性 （教員・博士・職員）	5. 研究不正の防止と告発 （教員・博士・職員）	

（２）誓約書及び確認書の提出

- ① 研究倫理教育等の実施に当たっては、研究従事者等の受講管理の徹底を図り、研究倫理教育等受講後に、研究従事者等から誓約書（別紙様式１）及び理解度を把握するための確認書（別紙様式３）を提出させる。
- ② 研究倫理教育等の理解度が低い受講者に対しては、コンプライアンス推進責任者等の指示の下で、コンプライアンス推進副責任者又は当該指導（担当）教員が再教育を実施する。
- ③ コンプライアンス推進責任者等は、研究倫理教育等を実施し、①により研究従事者等に提出させた誓約書及び確認書の写しを、統括管理責任者に提出すること。

（３）誓約書及び確認書の保管

研究従事者等より提出された誓約書及び確認書は、コンプライアンス推進責任者等の下で各キャンパスの事務管理責任者（コンプライアンス推進副責任者）が保管・管理する。また、統括管理責任者に提出のあった誓約書、確認書の写し及び業者より提出された誓約書（別紙様式２）は、統括管理責任者の下で研究機関事務課が保管・管理する。

○東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程

平成 27 年 3 月 11 日制定第 5 号

改正

平成 28 年 3 月 22 日改正第 72 号

平成 29 年 8 月 18 日改正第 102 号

平成 31 年 3 月 27 日改正第 30 号

令和 2 年 2 月 12 日改正第 14 号

令和 2 年 12 月 24 日改正第 142 号

令和 5 年 7 月 5 日改正第 178 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 不正行為防止対応組織（第 5 条—第 8 条）
- 第 3 章 研究費の管理及び運用（第 9 条、第 10 条）
- 第 4 章 研究従事者等の責務（第 11 条、第 12 条）
- 第 5 章 不正行為への対応及び措置（第 13 条—第 28 条）
- 第 6 章 雑則（第 29 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為防止に関し必要な事項を定め、本学の研究機関としての公正性を確保するとともに、本学の研究活動の支援体制を整備することを目的とする。

（対象）

第 2 条 この規程における本学の研究活動の対象者は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（大学院生及び学部学生を含む。）（以下「研究従事者」という。）とする。

2 この規程における研究費の管理及び運用の対象者は、前項に掲げる者のほか、研究費を扱う事務職員（嘱託職員等を含む。以下「資金管理事務職員」という。）とする。

（不正行為の定義）

第 3 条 この規程において、「研究活動上の不正行為」とは、故意又は重大な過失によって次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

- （1） 研究データ、研究結果等の捏造、改ざん又は盗用の特定不正行為
- （2） 二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究成果の公表に係る不正行為
- （3） 研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の資金管理上の不正行為

（研究費の定義）

第 4 条 この規程において「研究費」とは、次に掲げる「競争的研究費等」のほか、本学で経理する研究活動に係る全ての経費をいう。

- （1） 文部科学省及び他省庁の競争的資金（科学研究費助成事業を含む。）
- （2） 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
- （3） 文部科学省及び他省庁の公募型の研究資金
- （4） 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- （5） 前各号に定める競争的資金又は研究資金の分担資金

- (6) 地方公共団体からの受託又は共同研究に関する研究資金
- (7) 公益財団法人等からの公募型の研究資金
- (8) 民間企業からの受託又は共同研究に関する研究資金
- (9) 民間企業、公益財団法人等からの研究助成金

第2章 不正行為防止対応組織

(管理責任者)

第5条 本学における研究活動上の不正行為防止対策並びに研究費の管理及び運用を適正に実施する責任者として、次に掲げる者を置く。

- (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者
 - (4) 研究倫理教育責任者
 - (5) 事務管理責任者及び事務担当責任者
- 2 最高管理責任者は、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針を策定の上、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るとともに最終的な責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針に基づき、具体的対策の策定及び実施について統括する。
- 5 統括管理責任者は、副学長（総務担当）をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、研究活動におけるコンプライアンス教育並びに研究費の管理及び運用の監督について責任及び権限を持つものとする。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、学部長、教養教育センター長、研究科長及び研究所長等研究従事者が所属する組織の長（以下「学部等の長」という。）並びに法人事務局長をもって充てる。
- 8 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を補佐し、研究活動の不正行為防止対策の実効的な監督について責任及び権限を持つものとする。
- 9 コンプライアンス推進副責任者は、学科長、教養教育センター副センター長、専攻主任及び研究所副所長等（以下「学科等の長」という。）をもって充てる。
- 10 研究倫理教育責任者は、第3条第1号及び第2号に係る研究活動上の不正行為に対応する研究倫理教育について責任及び権限を持ち、併せて研究データの保存及び開示について管理責任を持つものとする。
- 11 研究倫理教育責任者は、学部等の長をもって充てる。
- 12 事務管理責任者は、コンプライアンス推進副責任者を兼ねてコンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の管理及び運用に関する事務の実質的責任及び権限を持つものとする。
- 13 事務管理責任者は、研究支援部長をもって充てる。
- 14 事務担当責任者は、事務管理責任者を補佐し、研究費の管理及び運用に直接携わる。
- 15 事務担当責任者は、研究費に関する事務を直接所掌する部署の責任者をもって充てる。

(不正行為防止に関わる委員会)

第6条 本学における研究活動上の不正行為防止に関わる委員会として、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 東北学院大学研究不正防止推進委員会（以下「研究不正防止推進委員会」という。）
- (2) 東北学院大学競争的資金等内部監査委員会（以下「内部監査委員会」という。）

(研究不正防止推進委員会)

第7条 研究不正防止推進委員会は、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び研究活動上の不正行為防止の具体的対策に係る不正行為防止計画を立案し、研究者の研究環境の改善を図ることを目的として設置する。

2 研究不正防止推進委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充てる。

3 研究不正防止推進委員会委員は、委員長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学科長及び教養教育センター副センター長

(2) 総務部長及び研究支援部長

(3) 総務部次長（五橋担当）及び研究支援課長

4 研究不正防止推進委員会は、定期的に開催されるほか、最高管理責任者の要請に応じて臨時に開催する。

(内部監査委員会)

第8条 内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況を監査することを目的として最高管理責任者直属に設置する。

2 内部監査委員会委員長は、総務部長をもって充てる。

3 内部監査委員会委員は、委員長のほか、財務、管財若しくは総務関係部署の職務経験者又は現に当該職務を担当している職員の中から委員長が6人を選任し、学長が委嘱する。

4 内部監査委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 内部監査委員会委員長は、監査結果を、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

6 内部監査委員会は定期的に監査を行うほか、必要に応じて臨時に監査を行う。

第3章 研究費の管理及び運用

(競争的資金等の受入れ)

第9条 本学における競争的資金等の受入れは、次に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1号から第5号までに規定する競争的資金等の受入れは、それぞれの応募要領等に従うものとする。

(2) 第4条第6号から第9号までに規定する競争的資金等の受入れは、原則として資金提供側の応募要領等に従い、特別の定めがない場合は東北学院大学受託研究規程、東北学院大学共同研究規程及び東北学院大学教育研究助成金等規程に従うものとする。

(研究費の使用ルール)

第10条 研究費のうち、科学研究費助成事業については、文部科学省及び日本学術振興会の発行する「科研費ハンドブック（研究機関用）」及び「東北学院大学科研費使用マニュアル」に従って使用するものとする。

2 前項に定めるもの以外の研究費については、当該研究費に係る応募要領等に使用ルールが定められている場合はこれに従い、使用ルールが定められていない場合は学校法人東北学院経理規程に従って使用するものとする。

第4章 研究従事者等の責務

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講)

第11条 研究従事者及び資金管理事務職員（以下「研究従事者等」という。）は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

2 研究従事者は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究データの保存及び開示)

第 12 条 研究従事者は、別に定めるガイドライン等に基づき、研究データ等を適切に保存及び管理し、必要に応じ開示しなければならない。

第 5 章 不正行為への対応及び措置

(相談窓口)

第 13 条 本学に、研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける相談窓口を置く。

2 相談窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。

(通報窓口)

第 14 条 本学に、研究活動上の不正行為に関し学内外からの研究活動上の通報を受け付ける通報窓口を置く。

2 前項に掲げる通報窓口は、必要に応じて学外に置くことができる。

3 学内における通報窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。

4 通報を受理した事務担当責任者は、事務管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者及び統括管理責任者を通じて最高管理責任者へ報告しなければならない。

5 研究活動上の不正行為に係る通報が、学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程第 9 条に定める通報窓口にあった場合は、通報された日をもって研究活動上の不正行為に係る通報窓口に通報があったものとみなし、受理することができる。

(予備調査)

第 15 条 最高管理責任者は、通報に関する報告を受けたときは、速やかに予備調査委員会を設置し、通報事案の予備調査に当たらせる。

2 予備調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われた可能性等を調査し、その調査結果を、通報の受理から 30 日以内に最高管理責任者に報告しなければならない。

3 予備調査委員会は、前項の調査結果の報告に併せて、本調査の要否、悪意に基づく通報の可能性の有無について意見を述べるものとする。

(予備調査委員会)

第 16 条 予備調査委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充てる。

2 予備調査委員会委員は委員長のほか、利害関係者を除き、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第 3 号に掲げる委員は、通報事案が第 3 条第 3 号の場合に限る。

(1) 被通報者が所属する学部等の長及び学科等の長

(2) 総務部長及び研究支援部長

(3) 財務部長

(4) その他予備調査委員会が必要と認めた者 若干名

(本調査)

第 17 条 最高管理責任者は、予備調査委員会からの報告に基づき、通報の受理から 30 日以内に本調査の要否を判断し、本調査が必要であると認める場合は、直ちに調査委員会を設置するとともに、通報者及び被通報者に本調査を行うことを通知する。

2 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合において、資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

3 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、悪意に基づく通報の有無等について事実の認定を行う。

- 4 調査委員会は、通報の受理から 210 日以内（第 3 条第 1 号又は同条第 2 号に定める不正行為の場合は 150 日以内）に調査結果（調査が完了しない場合は中間報告）を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を通報者及び被通報者に通知しなければならない。
- 6 通報者、被通報者その他通報事案に関係する者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

（調査委員会）

第 18 条 調査委員会委員長は、副学長（総務担当）をもって充てる。

- 2 調査委員会委員は、委員長のほか、利害関係者を除き、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第 2 号に掲げる委員は、通報事案が第 3 条第 3 号の場合に限る。

- （1） 学内の職員 若干名
- （2） 財務部長
- （3） 学外の学識経験者 若干名

- 3 前項第 1 号及び第 3 号に規定する委員は、最高管理責任者が副学長（総務担当）と協議を行い選任する。

- 4 通報事案が第 3 条第 1 号及び第 2 号に係る場合、第 2 項第 3 号に規定する委員の数は、当該調査委員会の委員の総数の半数以上とする。

（調査委員会に関する異議申立て）

第 19 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 通報者又は被通報者は、調査委員会の構成に異議がある場合は、前項の通知を受けた日から 7 日以内に、異議の理由等を明示した書面により、異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（不服申立て）

第 20 条 通報者又は被通報者は、調査結果に不服がある場合は、調査結果を知った日の翌日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対して不服の申立てを行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てを受理した場合は、調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査の可否を速やかに判断し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、第 1 項の不服申立てがあったときは、通報者又は被通報者に通知するものとする。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 最高管理責任者は、第 2 項の審査を行わせるに当たり、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、調査委員の交代又は追加を行うことができる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 3 項及び第 4 項を準用する。

（再調査）

第 21 条 最高管理責任者は、前条の不服申立てについて、再調査が必要であると認める場合は、調査委員会に再調査を行わせる。

- 2 調査委員会は、不服申立人より提出された資料等に基づき再調査を行い、不服申立ての受理から 50 日以内に調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、再調査の結果を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(研究費の一時使用停止)

第22条 最高管理責任者は、被通報者に対して、必要に応じ、調査中における調査対象制度の研究費の使用停止を命じる。

(理事長への報告)

第23条 最高管理責任者は、調査の結果を処分に係る意見を付して、必要に応じて理事長に報告するものとする。

(関係機関への報告等)

第24条 最高管理責任者は、第3条第1号又は第3号に係る調査に関し、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める時期に文部科学省及び配分機関（第4条第1項第1号から第5号までに規定する競争的資金又は研究資金の配分機関をいう。以下同じ。以下「関係機関」という。）に報告しなければならない。

(1) 調査委員会を設置し、本調査を開始するとき 通報の受理から30日以内

(2) 調査結果の報告（調査が完了しない場合は、調査の進捗状況又は中間報告） 通報の受理から210日以内（第3条第1号の場合は150日以内）

(3) 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたとき 速やかに

(4) 調査結果に対する不服申立てがあったとき 速やかに

(5) 調査結果に対する不服申立てを却下したとき又は再調査開始の決定をしたとき 速やかに

(6) 再調査の結果の報告 再調査を決定したときから50日以内

2 最高管理責任者は、第3条第2号に係る調査に関し、必要と認める場合は、前項各号に準じて関係機関に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、関係機関から要請があった場合、正当な事由がある場合を除き当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じなければならない。

(守秘義務)

第25条 研究活動上の不正行為に係る通報事案に対応する職員及び調査関係者は、業務上知り得た情報に関し調査が終了した後も含め守秘義務を負う。

(通報者の保護)

第26条 最高管理責任者は、通報者を保護するために、通報に伴う不利益の発生の防止に係る措置を講じなければならない。

(被通報者の保護)

第27条 最高管理責任者は、調査委員会での調査の結果、被通報者に不正行為が確認されなかった場合は、被通報者の名誉の回復に係る措置及び被通報者の不利益の発生防止に係る措置を講じなければならない。

(不正行為への措置)

第28条 本学に所属する研究従事者等について、研究活動上の不正行為が認定され又は通報が悪意に基づくものと認定されたときは、学校法人東北学院懲戒規程に基づく処分手続に付する。

2 本学における研究活動上の不正行為に関与した取引業者については、学校法人東北学院における固定資産及び物品の調達並びに工事発注に関する規程に基づく取引停止等の処分手続に付する。この場合において、当該取引業者には、弁明の機会を与えなければならない。

3 研究活動上の不正行為が第5条に定める管理責任者の不作為によるものと認定された場合は、当該管理責任者を学校法人東北学院懲戒規程に基づく処分手続に付する。

4 第1項及び前項の不正事案は、別に定めるところにより公表する。

5 最高管理責任者は、調査結果を学内に周知し、研究活動上の不正行為の再発防止措置を講じる。

第6章 雑則

(読替)

第29条 最高管理責任者が被通報者となった場合、第14条、第15条、第17条から第24条まで及び第26条から第28条までの規定中、「最高管理責任者」とあるのは「副学長（学務担当）」と読み替えるものとする。

2 統括管理責任者が被通報者となった場合、第14条、第16条及び第18条の規定中「統括管理責任者」又は「副学長（総務担当）」とあるのは「副学長（学務担当）」と読み替えるものとする。

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、研究不正防止推進委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成27(2015)年3月11日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程（平成21年4月1日制定第4号）」は、廃止する。

附 則（平成28年3月22日改正第72号）

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月18日改正第102号）

この規程は、平成29(2017)年8月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月27日改正第30号）

この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日改正第14号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日改正第142号）

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則（令和5年7月5日改正第178号）

この規程は、2023年7月5日から施行し、2023年4月1日から適用する。

○東北学院大学人間対象研究の審査に関する規程

平成23年4月1日制定第5号

改正

平成29年10月12日改正第124号

平成29年12月26日改正第178号

令和3年3月31日改正第79号

令和5年2月15日改正第23号

東北学院大学人間対象研究の審査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）において人間を対象とする研究（以下「研究」という。）を行う場合の研究対象者の尊厳と人権を守るための倫理上の適合性に関する審査等に関し必要な事項を定め、本学における研究の適切な実施に資することを目的とする。

(委員会)

第2条 本学に、東北学院大学人間対象研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究計画の「ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会宣言）」に基づく倫理上の適合性に関する審査
- (2) 研究者の所属する学会等により求められる倫理上の適合性に関する審査
- (3) その他研究の倫理に関し必要な調査審議

2 委員会は、審査の対象となる研究の責任者（以下「研究責任者」という。）に対し実施中の研究の状況を報告させることができるとともに、必要と認めるときは研究計画の変更又は中止を勧告することができるものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部、経済学部、経営学部、法学部、工学部、地域総合学部、情報学部、人間科学部、国際学部及び教養教育センターの教授又は准教授 各1名
- (2) 研究倫理に関し専門的知識を有する者 若干名

2 委員会に、医学上の専門的知識を要する審査及び調査審議のため必要があるときは、医学上の専

門的知識を有する者を臨時委員として置くことができる。

(委員及び臨時委員の委嘱)

第5条 委員は、関係部局長等の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 臨時委員は、委員会等の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(委員及び臨時委員の任期等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠となる委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該医学上の専門的知識を要する審査及び調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

(研究計画の審査手続き)

第8条 本規程に基づく審査が必要と判断される場合は、研究責任者は、事前に別記様式第1号の審査申請書を委員会に提出し、研究計画の倫理上の適合性について承認を得なければならない。

(審査)

第9条 委員会は、審査申請書及び提出資料を確認し第3条に基づき審査する。

(審査結果の通知)

第10条 委員会は、審査の結果を、別記様式第2号の審査結果通知書により、当該研究責任者に通知するものとする。

(異議申立て手続き等)

第11条 審査結果に異議がある場合は、研究責任者は、別記様式第3号の異議申立書を委員会に提出し、再審査を受けることができるものとする。

2 委員会は、再審査の結果を、別記様式第4号の再審査結果通知書により、当該研究責任者に通知するものとする。

(研究変更の準用)

第12条 第8条から前条までの規定は、研究の変更について準用する。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員は、その職務上知り得た研究対象者の人権及び個人情報、申請者の人権及び個人情報並びに研究のアイデアや研究計画に関する情報を洩らしてはならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月12日改正第124号)

この規程は、平成29(2017)年10月12日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日改正第178号)

この規程は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正第79号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月15日改正第23号)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第8条関係)

受 付	年月日	
	記番号	

人間対象研究審査申請書

年 月 日

東北学院大学
人間対象研究審査委員会委員長殿

申請者(研究責任者又は指導教員)

所属

職名

氏名

印

下記の研究の実施につき、倫理的観点に基づく審査を申請いたします。

研究課題				
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
研究調査対象者 及びその所在				
研究実施機関				
研究従事者	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	
	職・氏名		所 属	

※ 研究従事者が学生の場合は、所属部局、学科・専攻、年次を記入すること。

提出資料(提出する資料にのみチェックをいれる)

- ☐ 研究計画書
 ☐ 説明(協力依頼)文書
 ☐ 調査用紙
 ☐ 同意書
☐ 学会倫理規定
 ☐ 学会研究指針
 ☐ 業務委託契約書
 ☐ その他()

研 究 計 画 書

1. 研究課題	
2. 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3. 研究の概要	①目的 ②研究対象者（研究対象者の概要、研究対象者として選定した理由、また、研究対象者が研究成果から得られる利益があれば記すこと。） ③実施手順と作業内容（手順を追って記すこと。） ④作業の一部を外部委託する場合の契約の概要（契約書を審査申請時に提出することができない場合は、契約書が作成され次第、委員会に速やかに提出すること。作成された契約書の内容を委員会で確認した後、研究を認める場合があることに注意） ⑤研究対象者の情報の記録及び保存の方法（該当するものに○） ・ 個人情報に該当する内容がないので、特段の手段は講じない。 ・ 個人が特定できる情報はすべて廃棄する。 ・ 個人ごとの調書に記録し、一括して所定の保管場所に保存する。 ・ 1冊の記録簿に記録し、所定の保管場所に保存する。 ・ その他（ ） ⑥外部資金を用いて研究を行う場合の経費の出所 研究費の出所：

4. 実施に際しての配慮等	⑦研究対象者への説明方法及び同意等の確認方法（該当するものに○） 1) 説明の手段 ・ 説明書 ・ 口頭 ・ その他（ ） <u>説明書を使用する場合には審査申請時に資料として提出すること</u> 2) 説明内容の主な項目 ・ 調査への協力が任意であること ・ 個人情報の秘密保持のための具体的な手段 ・ 調査結果に期待される社会的利益 ・ その他（ ） 3) 説明を理解したことの確認方法 ・ 口頭で確認する ・ 調査に応じた場合に理解したものと判断する ・ チェックボックスを用意する ・ 署名捺印を求める ・ その他（ ） 4) 同意したことの確認方法 ・ 口頭で確認する ・ 調査に応じた場合に同意したものと判断する ・ チェックボックスを用意する ・ 署名捺印を求める ・ その他（ ） <u>同意書を使用する場合には審査申請時に資料として提出すること</u>
	⑧社会的弱者に対する配慮(研究対象者が弱者に該当する場合にのみ記すこと。) 1) 未成年者の場合 2) 身体的又は精神的に同意ができない者の場合 3) その他(例:災害被災地住民、疾病患者、身体障がい者など)
	⑨生じ得る危険、不快、不利益に対する配慮(生じる可能性がある場合に記すこと。)
	⑩研究対象者の人権の尊重、プライバシー確保のための全般的な措置 (所属学会の研究指針や倫理規程があれば資料として提出し、指針や規程の要件を充足していることの説明を付すこと。)
	⑪調査結果の開示の方針(いずれかに○) ・ 協力者全員に開示 ・ 希望者に個別に開示 ・ 開示は学術誌に限定 ・ その他（ ）
5. その他	(未記載の重要な審査項目があれば記入すること。)

別記様式第2号（第10条関係）

受付記番号

人間対象研究審査結果通知書

年 月 日

研究責任者

殿

東北学院大学人間対象研究審査委員長

印

年 月 日受付で提出のありました研究計画について、本委員会において下記のとおり判定しましたので通知します。

研究課題	
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
判 定	☐ 研究計画どおり実施することを承認する。 ☐ 下記の条件で研究計画を実施することを承認する。 ☐ 下記のとおり変更することを勧告する。変更後に再審査を行う。
条件又は 変更勧告 の内容と その理由	

別記様式第3号（第11条関係）

受付記番号	
-------	--

人間対象研究審査結果に対する異議申立書

年 月 日

東北学院大学人間対象研究審査委員会
委員長 殿

研究責任者
所 属 _____
職・氏名 _____ 印

年 月 日付けで通知のありました研究計画の審査結果について、異議を申し立てますので、再審査をお願いします。

研究課題	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
異 議	
理 由	

※異議申立ての根拠となる資料等があれば添付すること。

別記様式第4号（第11条関係）

受付記番号	
-------	--

人間対象研究審査再審査結果通知書

年 月 日

研究責任者

殿

東北学院大学人間対象研究審査委員長

印

異議申立てのあった研究計画について、再審査の上、下記のとおり判定しましたので、通知します。

研究課題	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
判 定	☐ 研究計画どおり実施することを承認する。 ☐ 下記の条件で研究計画を実施することを承認する。 ☐ 下記のとおり変更することを勧告する。変更後に再審査を行う。
条件又は 変更勧告 の内容と その理由	

経済学研究科 経済データサイエンス専攻修士課程：基礎となる学部との関係

修士課程 修士（経済データサイエンス）

リサーチペーパー（特定テーマ研究）

経済学分野

- ・ミクロ経済学特論Ⅰ・Ⅱ
- ・マクロ経済学特論Ⅰ・Ⅱ
- ・産業組織論特論Ⅰ・Ⅱ
- ・国際経済論特論Ⅰ・Ⅱ
- ・経済統計学特論Ⅰ・Ⅱ
- ・産業連関分析特論Ⅰ・Ⅱ
- ・計量経済学特論Ⅰ・Ⅱ

演習科目

データ分析実践演習（科目群）
経済学演習（科目群）

データサイエンス分野

- ・モデル・シミュレーション特論Ⅰ・Ⅱ
- ・社会調査法特論
- ・データベース特論
- ・ネットワーク特論
- ・情報システム特論
- ・プログラミング特論
- ・メディア情報処理特論
- ・メディア・コミュニケーション特論
- ・社会統計学特論
- ・人工知能特論
- ・複雑系の科学
- ・アルゴリズム特論

経済学特論

研究基礎

データサイエンス特論

経済学部

基礎となる学部

○東北学院大学定年規程

昭和61年10月 1 日施行第 6 号

東北学院大学定年規程

第 1 条 本規程は、東北学院大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の定年に関する事項を定める。

第 2 条 大学に勤務する職員の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって定年とする。ただし、教授については、満67歳をもって定年とする。

第 3 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和61年10月 1 日から施行する。

○東北学院大学大学院ダブルメジャー教育構築事業における任期付教員の任用等に関する規程

令和5年1月11日制定第2号

東北学院大学大学院ダブルメジャー教育構築事業における任期付教員の任用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項に基づき、大学院ダブルメジャー教育構築事業に伴い経済学研究科又は人間情報学研究科において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用に関し必要な事項を定める。

(任用)

第2条 任期付教員は、経済学研究科又は人間情報学研究科の職に任用されるものとする。

(任命)

第3条 任期付教員の採用及び契約更新は、経済学研究科委員会又は人間情報学研究科委員会が発議し、教員資格審査委員会の承認を得て、学長が理事長に推薦する。

2 理事長は、前項に定める推薦に基づき、任期付教員を任命し、理事会の承認を得るものとする。

(任期)

第4条 任期付教員の任期は、1年とする。ただし、3回まで契約更新を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、任期付教員の雇用は、満70歳に達した日の属する年度の末日をもって終了し、以後更新されないものとする。

(職位及び職務)

第5条 任期付教員は、経済学研究科又は人間情報学研究科に所属する。

2 任期付教員の職位は、教授（任期付）又は准教授（任期付）とし、教員資格審査委員会において決定する。

3 任期付教員の呼称は、大学の内外において、教授又は准教授と呼ばれることを妨げない。

4 任期付教員は、第2条において任用された研究科委員会ならびに、当該研究科および全学の研修会に出席しなければならない。

5 教授（任期付）及び准教授（任期付）は、専門の授業及び大学院ダブルメジャー教育構築事業に関わる全ての業務に従事することを職務とする。

(処遇)

第6条 任期付教員の処遇は、次に定めるとおりとする。

(1) 任期付教員の給与は、年俸制とし、別表に定めるとおりとする。

(2) 前項に定める給与のほか、通勤手当、兼任手当、時間外手当、個人研究費及び研究旅費を支給する。

(3) その他この規程に定めのない事項については、東北学院大学就業規則の例による。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、2023年1月11日から施行する。

2 この規程は、文部科学省の「研究拠点形成費等補助金（デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業）」の交付終了及び任期付教員の契約終了とともに効力を失う。

別表（第6条関係）

教育研究組織	職位	給与（所定福利費を含む）
経済学研究科又は人間情報学研究科	教授	10,000,000円
	准教授	8,000,000円

経済学研究科経済データサイエンス専攻時間割案 前期

	月			火			水			木			金			土		
	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室
1 時間目 (8:45-10:15)	1 年			1 年			1 年			1 年			1 年			1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
2 時間目 (10:45-12:15)	1 年	産業連関分析特論Ⅰ	DM演習室	1 年	経済統計学特論Ⅰ	DM演習室	1 年	データベース特論	DM演習室	1 年	プログラミング特論	DM演習室	1 年	マクロ経済学特論Ⅰ	621	1 年	ミクロ経済学演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年	特定テーマ研究	DM演習室
3 時間目 (13:15-14:45)	1 年	産業連関分析演習	DM演習室	1 年	モデル・シミュレーション特論Ⅰ	DM演習室	1 年	アルゴリズム特論	DM演習室	1 年	ネットワーク特論	DM演習室	1 年	産業組織論特論Ⅰ	DM演習室	1 年	国際経済論演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年	特定テーマ研究	DM演習室
4 時間目 (15:00-16:30)	1 年	社会調査法特論	L707	1 年	モデル・シミュレーション演習	DM演習室	1 年	人工知能演習	DM演習室	1 年			1 年	産業組織論演習	DM演習室	1 年	計量経済学演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
5 時間目 (16:45-18:15)	1 年	社会調査法演習	L707	1 年	経済学特論	DM演習室	1 年	データサイエンス特論	DM演習室	1 年	情報システム演習	DM演習室	1 年			1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
6 時間目 (18:25-19:55)	1 年	国際経済論特論Ⅰ	621	1 年	計量経済学特論Ⅰ	621	1 年	ミクロ経済学特論Ⅰ	621	1 年			1 年	メディア・コミュニケーション演習	L702	1 年		
	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年		
7 時間目 (20:05-21:35)	1 年			1 年			1 年			1 年			1 年			1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		

経済学研究科経済データサイエンス専攻時間割案 後期

	月			火			水			木			金			土		
	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室	対象	授業科目	教室
1 時間目 (8:45-10:15)	1 年			1 年			1 年			1 年			1 年			1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
2 時間目 (10:45-12:15)	1 年	産業連関分析特論Ⅱ	DM演習室	1 年	経済統計学特論Ⅱ	DM演習室	1 年	複雑系の科学	L702	1 年	情報システム特論	DM演習室	1 年	マクロ経済学特論Ⅱ	621	1 年	ミクロ経済学演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年	特定テーマ研究	DM演習室
3 時間目 (13:15-14:45)	1 年	産業連関分析演習	DM演習室	1 年	モデル・シミュレーション特論Ⅱ	DM演習室	1 年	人工知能特論	DM演習室	1 年			1 年	産業組織論特論Ⅱ	DM演習室	1 年	国際経済論演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年	特定テーマ研究	DM演習室
4 時間目 (15:00-16:30)	1 年	社会統計学特論	L707	1 年	モデル・シミュレーション演習	DM演習室	1 年	人工知能演習	DM演習室	1 年			1 年	産業組織論演習	DM演習室	1 年	計量経済学演習	636
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
5 時間目 (16:45-18:15)	1 年	社会調査法演習	L707	1 年			1 年	メディア情報処理特論	L702	1 年	情報システム演習	DM演習室	1 年	メディア・コミュニケーション特論	L702	1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		
6 時間目 (18:25-19:55)	1 年	国際経済論特論Ⅱ	621	1 年	計量経済学特論Ⅱ	621	1 年	ミクロ経済学特論Ⅱ	621	1 年			1 年	メディア・コミュニケーション演習	L702	1 年		
	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年	特定テーマ研究	DM演習室	2 年		
7 時間目 (20:05-21:35)	1 年			1 年			1 年			1 年			1 年			1 年		
	2 年			2 年			2 年			2 年			2 年			2 年		

【資料 13】

1. 資料名

大学院学生の実習室（自習室）等の見取図

※本院作成資料

2. 引用範囲

- ・総合研究棟 4 F、総合研究棟 5 F、大学院ダブルメジャー制度演習室、大学院自習室、経済学研究科合同研修室